

公益社団法人 福島県診療放射線技師会 総会議事規程

第1章 総則

- 第1条 この規程は、定款第12条から第21条に基づいて定められ、総会を民主的かつ能率的に運営することを目的とする。
- 第2条 会員は、この規程に基づいて、動議を提出する権利および討論質疑の自由を保証される。ただし、法令ならびに定款の定めにあるものは、それによる。
- 第3条 会員は、議長の統制に服し、その許可を得て発言する。
- 2 会員は、会議の開会時刻を守るとともに、閉会以前に退席しようとするときは、議長の許可を要する。
- 第4条 議案は原則として1件ずつ審議される。
- 第5条 議事は原則として1件ずつ審議される。
- 第6条 議事は公開される。

第2章 総会運営委員会

- 第7条 総会を民主的かつ能率的に運営するため、総会運営委員会を設ける。
- 第8条 総会運営委員会は、正会員のうちから4名選出して構成する。
- 第9条 総会運営委員は、互選によって委員長を選出する。
- 2 総会運営委員長は、運営委員会の審議の結果を総会に報告する。
- 第10条 総会運営委員会は、総会の付託に基づいて次の事項を審議し、その結果を総会にはかり、その承認を得たうえで実施する。
- (1) 議長の選出手続き
 - (2) 議長混乱のときの收拾
 - (3) 総会出席の資格審査
 - (4) その他、総会運営について必要な事項

第3章 議長および職員

- 第11条 総会は、議事運営のため議長2名、書記および採決係若干名の職員を置く。
- 2 職員は総会の承認を得て議長が指名する。
- 第12条 議長は、会議を統括して議場の秩序を保持し、かつ、議事の整理を行う。
- 第13条 書記は、総会事務を処理し、会議の議事録を作成しなければならない。
- 第14条 採決係は採決の結果を集計する。

第4章 諸事

- 第15条 発言は、上程されている議事に関係し、議事規程にかなっていない限りならない。
- 第16条 前条の定めにかなっていない発言を、議長は否定することができる。
- 2 この議長の処置に対して不満の者は、総会運営委員会を経て異議を申し立てることができる。この申し立ては、5名以上の支持者を必要とする。
- 第17条 議長は、採決しようとする議案の内容と方法を明瞭に会議に告げ、その確認を得たうえで採決に入ることを宣言する。
- 第18条 採決宣言は、その採決の完了まで緊急事態の発生を除いては、会員の発言をいっさい認めない。
- 第19条 採決の方法は、挙手、起立、記名および無記名投票の4種とし、議長は、その選用しようとする方法を会議に諮って採決する。
- 第20条 採決の順序は、原則として、審議案に対する賛成、修正、否決の順序で行う。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人の関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、総会の議決を経なければ変更する事ができない。
- 3 この規程に定めない事項は、そのつど必要に応じて総会で定め、その総会のみ効力を持つ。